

第5章 幼児期の教育・保育及び 地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法に基づき作成する市町村子ども・子育て支援事業計画には、就学前児童の「教育・保育の事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」及び「確保の方策」等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

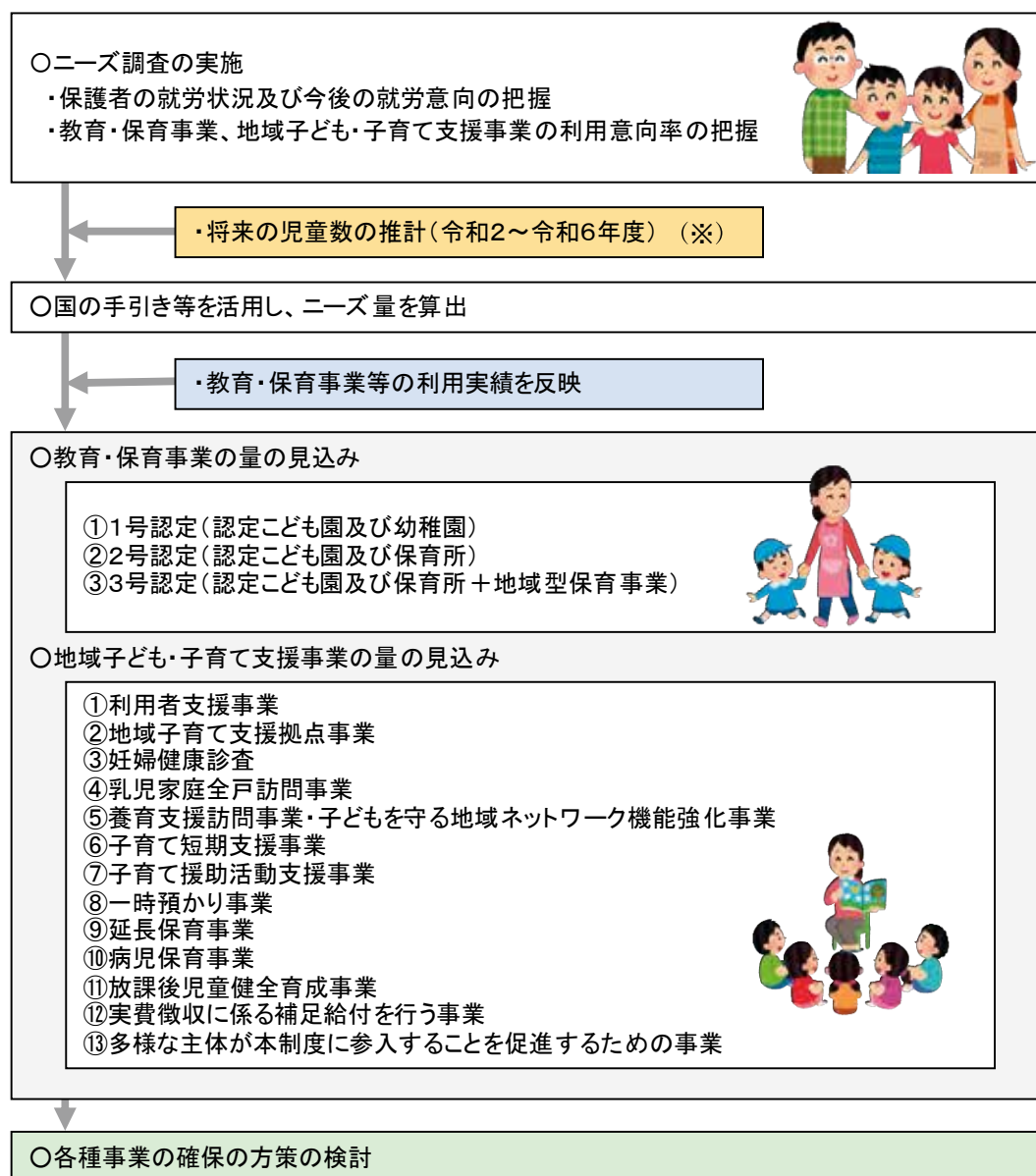
■子ども・子育て支援サービスの概要図



(2) 量の見込みと確保方策について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援の事業については、計画年次ごとの量の見込み^(※)の算出とその量の見込みに応じた確保方策^(※)を、以下の手順を経て設定します。

■量の見込みと確保方策の設定



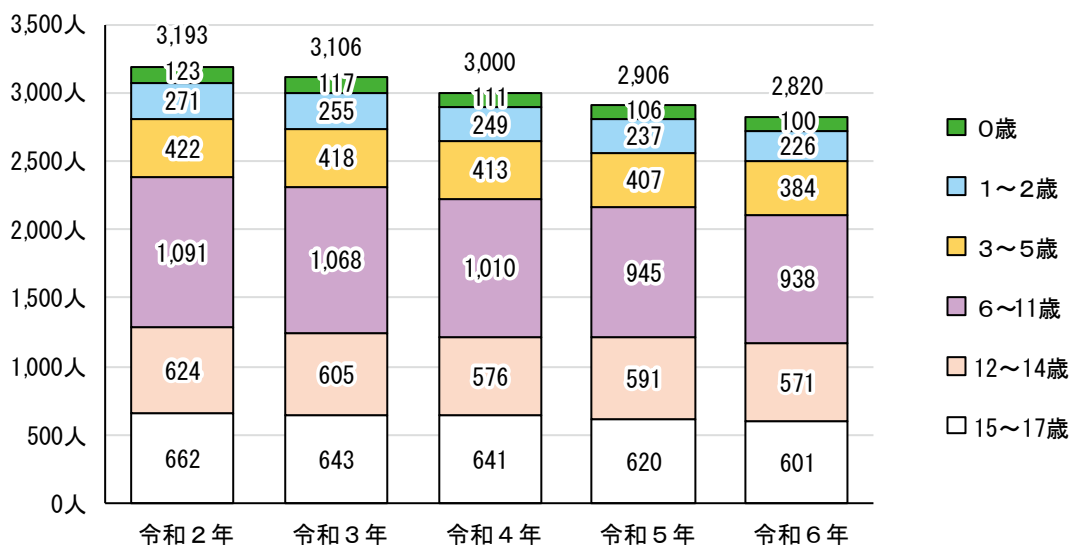
※量の見込み：平成30年12月に実施した市民ニーズ調査や第1期計画の実績等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

※確保方策：量の見込みに対して、確保する量やその内容のこと。

※将来の児童数の推計：令和2年度から令和6年度までの本計画の対象となる推計児童数。

(次頁参照)

■推計児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

■児童数の見込み

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	123	117	111	106	100
1～2歳	271	255	249	237	226
3～5歳	422	418	413	407	384
6～11歳	1,091	1,068	1,010	945	938
12～14歳	624	605	576	591	571
15～17歳	662	643	641	620	601
合計	3,193	3,106	3,000	2,906	2,820

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

本計画の対象となる推計児童数については、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法^(*)により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢階層においても減少が予測され、令和2年に3,193人だった人数が令和6年には2,820人となり、373人の減少が見込まれます。

※ コーホート変化率法：

同じ期間に生まれた集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。

この区割は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

本市では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制に広域性を確保することを基本とし、市全体を1つの区域と設定します。

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等			提供区域
子どものための教育・保育給付	1号認定	満3～5歳児	市全体を1つの区域
	2号認定	満3～5歳児	
	3号認定	0歳児 1・2歳児	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業（母子保健型）	妊婦・乳幼児 児童とその保護者	
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児・保護者	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの 乳幼児がいる家庭	
	養育支援訪問事業	養育支援が 特に必要な家庭	
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳未満	
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	0～5歳児・ 小学1～6年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児対象の一時預かり ・その他の一時預かり	満3～5歳児 0～5歳児	
	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳児	
	病児保育事業	0～5歳児・ 小学1～6年生	
放課後児童健全育成事業	小学1～6年生		

1 那須烏山市の教育・保育事業

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

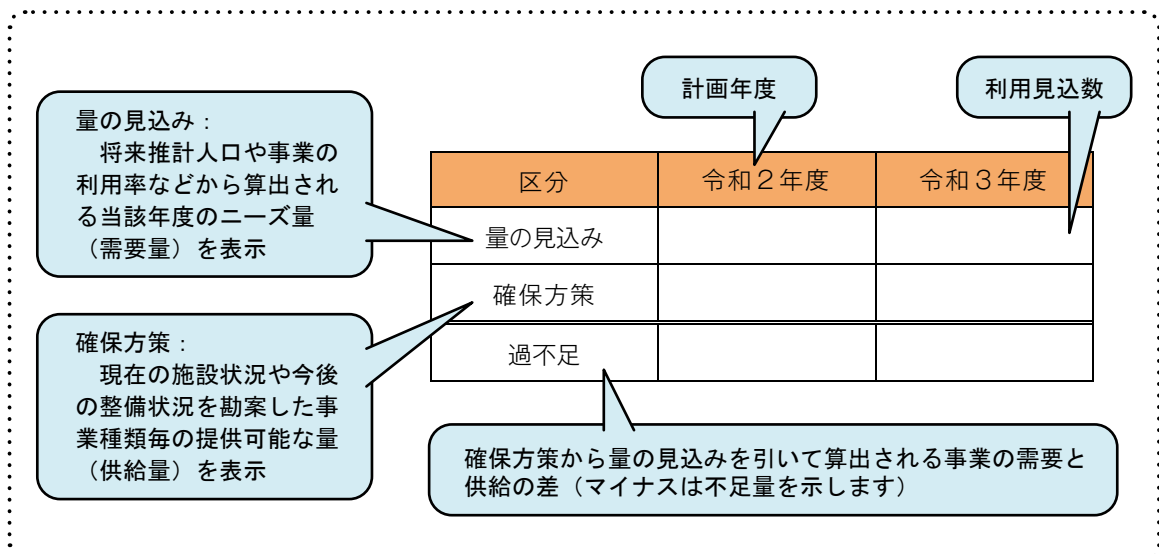
年齢による認定区分、利用できる主な施設及び事業は、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間認定） ※1日4時間程度	幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間認定） ※最大11時間の利用	保育所・認定こども園
2号認定（保育短時間認定） ※最大8時間の利用			
満3歳未満	あり	3号認定（保育標準時間認定）	保育所・認定こども園 地域型保育事業
		3号認定（保育短時間認定）	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）について「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

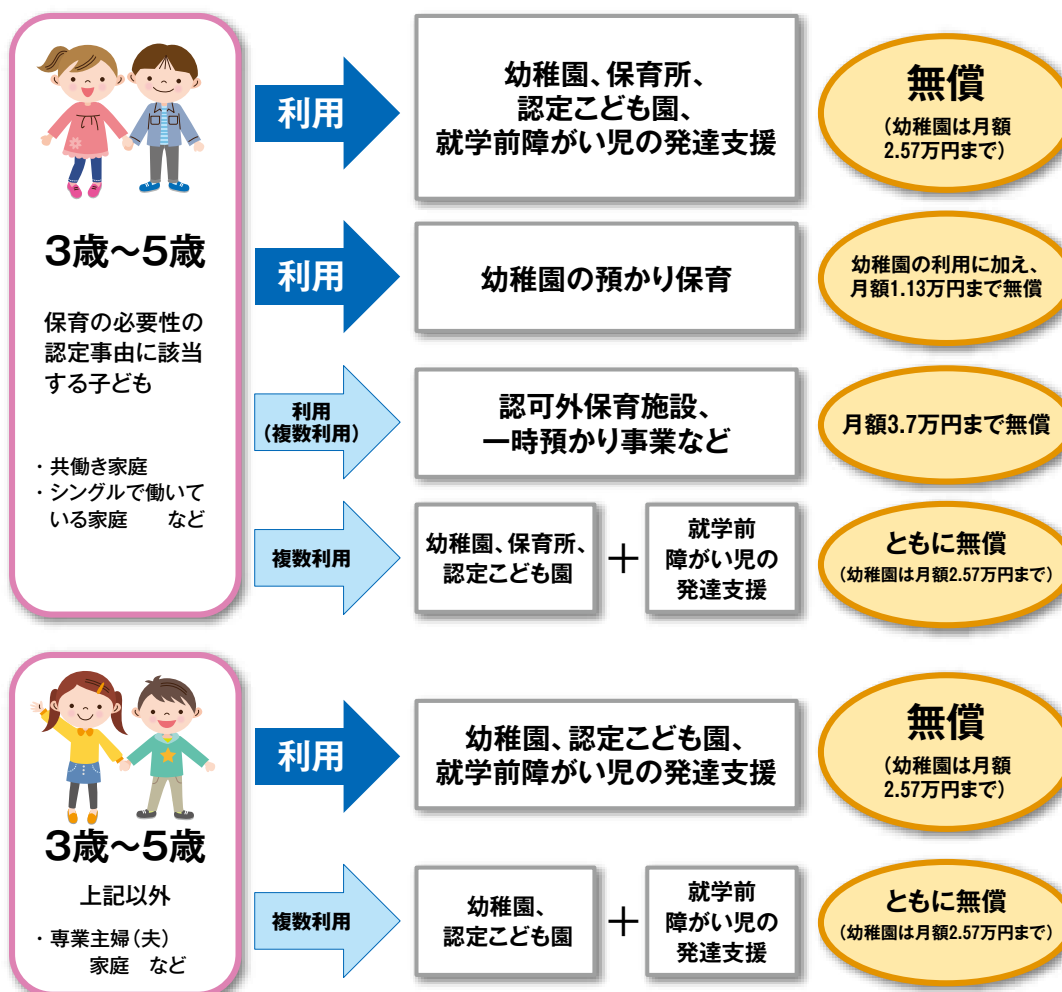


子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■幼児教育・保育の無償化の内容

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児（幼稚園は満3歳）から5歳児までのすべての子どもの利用料が無償化される。 ○0歳から2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化される。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となる。
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合は、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化される。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児から5歳児クラスまでの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化される。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となる。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化される。 ○幼稚園、保育所、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となる。

■幼児教育の無償化のイメージ



(1) 幼稚園 及び 認定こども園 (1号認定)

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、幼稚園は小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育施設として、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて保育・幼児教育を一体的に提供する施設として設置します。

なお、幼稚園は「特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）」、「確認を受けない幼稚園（現行の私学助成を継続）」の2種類となります。

【現状】

本市では、令和2年4月1日現在において、幼稚園1か所（公立つくし幼稚園）で教育の機会を、認定こども園2か所（私立烏山みどり幼稚園、私立烏山聖マリア幼稚園）で保育・教育の一体的な提供を実施しています。

（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	217	208	174	166	143

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の幼稚園等により必要事業量は確保できる見込みです。

幼児教育の希望が強い2号認定については、特例施設型給付により標準時間の教育を提供することとし、そのために必要な「量の見込み」は市内の幼稚園等により確保できる見込みです。

さらに、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園に在園する児童の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	137	135	134	132	125
確保方策	195	195	195	195	170
確保方策一 量の見込み	58	60	61	63	45

※ 1号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの。
(※ 2号認定については、次ページに記載します。)

(2) 保育所 及び 認定こども園 (2号認定)

【事業概要】

保護者の就労等により家庭で保育できない満3歳以上の子どもの保育を行うものです。

【現状】

本市では、令和2年4月1日現在において、認可保育所3か所（私立烏山保育園、公立すくすく保育園、公立にこにこ保育園）で、認定こども園2か所（私立烏山みどり幼稚園、私立烏山聖マリア幼稚園）で、保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	294	272	287	298	295

【量の見込みと確保方策】

市内に設置する保育園の利用定員（県または市から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を基礎として、「確保の方策」を設定しました。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	265	267	268	264	246
確保方策	344	344	344	344	375
確保方策一 量の見込み	79	77	76	80	129



※ 2号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

(3) 認定こども園 及び 認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設

(3号認定)

【事業概要】

保護者就労などにより家庭で保育できない満3歳未満の子どもの保育を行うものです。なお、特定地域型保育事業は、0～2歳児を対象とした「小規模保育事業」・「家庭的保育事業」・「居宅訪問型保育事業」・「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

本市では、令和2年4月1日現在において、認可保育所3か所（私立烏山保育園、公立すくすく保育園、公立にこにこ保育園）、認定こども園2か所（私立烏山みどり幼稚園、私立烏山聖マリア幼稚園）、小規模保育事業2か所（私立ゆうゆうランド那須烏山園、私立キッズランドあさひ）、事業所内保育事業1か所（私立みらいのKaze保育園）で、保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	160	167	176	181	189

【量の見込みと確保方策】

市内に設置する保育園の利用定員（県または市から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を基礎として、「確保の方策」を設定しました。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	210	209	203	193	184
確保方策	216	247	247	247	244
特定教育・ 保育施設	182	182	182	182	179
特定地域型 保育事業	34	65	65	65	65
確保方策一 量の見込み	6	38	44	54	60

※ 3号認定 … 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

2 那須烏山市の地域子ども・子育て支援事業

国から示された基本指針等に従って、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその事業ごとの確保方策を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
①	利用者支援事業 (母子保健型)	子どもとその保護者が、身近な場所で、教育・保育事業や地域子育て支援事業等の情報提供を受けられるよう、関係機関との連絡調整等を実施し、必要に応じて相談や助言等を行う事業	妊婦・乳幼児 児童とその保護者
②	地域子育て支援 拠点事業	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談・情報提供・援助を行う事業	乳幼児・保護者
③	妊婦健康診査	安全・安心に出産を迎えるために、妊婦の健康保持や増進を図るため、定期的な健康診査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸 訪問事業	生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、出産後の母体の健康管理を図るとともに、育児相談・子育て支援に関する情報提供等を行う事業	生後2か月までの 乳児のいる家庭
⑤	養育支援訪問 事業	育児に対する不安・ストレスを抱える家庭を早期に発見し、要支援児童など支援が必要と認められる保護者への相談・支援を行う事業	養育支援が 特に必要な家庭
⑥	子育て短期支援 事業	保護者の疾病等の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等で養育を行う事業	0～18歳未満
⑦	子育て援助活動 支援事業（ファミ リリー・サポート・ センター）	子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳児、 小学1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業	満3～5歳児
		保育園・その他の場所での一時預かり事業	0～5歳児
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の時間を超えて、保護者の保育ニーズへの対応を図る事業	0～5歳児
⑩	病児・病後児保 育事業	子どもが急病にかかった場合や病気の回復期にある場合に看護師のケアを受けながら一時的に保育する事業	0～5歳児、 小学1～6年生
⑪	放課後児童健全 育成事業	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業	小学1～6年生
⑫	実費徴収に係る 補正給付を行う 事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な教材等の購入に要する費用を助成する事業	保護者
⑬	多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する ための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	

(1) 利用者支援事業

子育て世代包括支援センターを設置し、子どもとその保護者が子育て支援事業等の情報提供を受けられるよう、また、妊娠から子育て期にわたり切れ目なく相談や支援を受けることができるよう、きめ細かい支援を実施する事業です。

【現状と課題】

本市では、平成29年度に同センターをこども課内に設置し、妊婦から子育て世帯を対象に、切れ目のない支援の充実を目的として運営しています。

要支援者に寄り添うことに加えて、妊娠を望む家庭への相談支援や主体的に実施する事業の積極的な啓発を行っていく必要があります。

(単位：個所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	1	1	1

【量の見込みと確保の方策】

第2期計画期間においても、こども課内に同センターを設置継続し、基本目標に掲げる重点事業等の遂行を通して、充実した支援を提供できるよう努めます。

また、市民ニーズ調査から、サロンや教室等の啓発事業の認知度・利用希望が低いという結果が出ていることから、より多くの市民が参加しやすい取り組みが実施できるよう計画を推進します。

(単位：個所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1

※基本型 … 子どもとその保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、当事者目線で寄り添い支援するもの。

※特定型 … 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの。

※母子保健型 … 母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目なく支援するもの。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児 及び その保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言や援助を行う事業です。

【現状と課題】

本市では、令和2年4月1日現在、こども館 及び 子育て支援センターきらきら（にこにこ保育園内）で、子育て中の親子の交流を行う場所を開放し、育児相談・情報提供・援助を行っています。

（単位：人／月、個所）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	250	210	197	203	241
実施箇所数	2	2	2	2	2

※ こども館では、移動出前サロン事業を合わせて実施しており、こども館から子育て支援スタッフが地域に出向いて親子交流をお手伝いしています。上表の利用実績は、この事業の利用人数も含めています。

【量の見込みと確保の方策】

量の見込みは、市民ニーズ調査の結果を基礎として、第1期計画期間中の利用実績を考慮して算定しています。

令和2年度以降の「量の見込み」が近年の利用実績を上回っていますが、本事業の周知・啓発を積極的に実施し、より多くの子育て家庭に参加いただけるよう内容等の充実に取り組みます。

（単位：人／月、個所）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	243	230	222	212	202
確保方策	243	230	222	212	202
確保方策— 量の見込み	0	0	0	0	0
実施箇所数	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査事業

安心安全に出産を迎えるために、妊婦の健康保持や増進を図るため、定期的な健康診査を実施する事業です。

【現状と課題】

妊婦健康診査の受診が母子の安心安全な出産につながるため、妊娠届出の際に、母子健康手帳と合わせて妊婦健康診査受診票を交付し、定期受診を促しています。

本市では、令和2年4月1日現在、産前14回分の受診票に加えて、産後2回分（産後2週間・1か月）を助成しています。

(単位：件/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	1,729	1,721	1,725	1,541	1,047

【量の見込みと確保の方策】

量の見込みは、市民ニーズ調査の結果によらず、第1期計画の実績および人口推計に基づいて算定しました。

妊産婦が健診を定期的を受診するよう声掛け・啓発等を行い、その結果として利用実績が伸びるよう取り組みます。

(単位：件/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,430	1,408	1,408	1,386	1,386
確保方策	1,430	1,408	1,408	1,386	1,386
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、出産後の母体の健康管理を図るとともに、育児相談・子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【現状と課題】

市の保健師や助産師が家庭を訪問し、乳児の発育・発達の相談や、予防接種・健診について案内します。また、乳児のことだけでなく、母体の体調等の悩みに対しても相談・支援を行います。

訪問実績では、乳児が入院等をしている場合を除き、ほぼすべての家庭を訪問することができています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績	135	162	133	130	105

【量の見込みと確保の方策】

新生児は、周囲の環境に慣れておらず、免疫機能も少ないことなどから、様々な疾病にかかりやすく、保護者が抱く不安も大きいものです。

加えて、産後すぐの時期は、保護者（特に母親）の生活にも大きな変化があることから、ストレスを抱えやすくなります。

本事業を通して、すべての家庭に専門知識を有する者が訪問することで、子育て不安の解消だけでなく、母子の孤立化や乳児等への虐待防止を目的に、今後も継続して実施していきます。

なお、量の見込みは、市民ニーズ調査の結果によらず、近年の出生数および児童人口推計に基づき算定しています。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	128	128	126	126	126
確保方策	128	128	126	126	126
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

育児に対する不安・ストレスを抱える家庭を早期に発見し、要支援児童など支援が必要と認められる保護者への相談・支援を行う事業です。

【現状】

保健師や助産師が早期に関わり、面談を重ねて関係を築くことで、医療機関や専門機関につなげやすい体制を整えています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	33	17	26	24	17

【量の見込みと確保の方策】

養育支援を必要とする保護者の数は、若年・高齢・未婚・外国人などの妊婦が増加傾向にあることを背景に、年々比例して増えています。

これらの家庭を重点的に支援することで、産後うつ・育児放棄・虐待等を未然に防止できるよう努めていきます。

なお、量の見込みは、市民ニーズ調査の結果によらず、近年の相談件数等の状況をもって算定しています。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	24	24	24	24
確保方策	24	24	24	24	24
確保方策－ 量の見込み	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等で養育を行う事業です。

利用対象となる家庭の例としては、「保護者が疾病又は負傷している」・「妊娠中又は出産後間もない」・「同居する親族を介護や看護している」等があたります。

【現状と課題】

本市では、令和2年4月1日現在、市内児童養護施設2か所（桔梗寮・明和園）と契約し、子どもを宿泊させる場合も含めて原則7日以内まで預けることができます。

第1期計画では、保護者の育児疲れやストレス軽減を目的に、本事業の利用検討と並行して他の支援策を選択していく中で、その家庭の状況に合った支援が提供できるよう努めてきました。その結果、現在までの利用実績がありませんでした。

しかし、近年の児童相談や虐待件数の増加及び家庭の抱える様々な問題の複雑化により、ケースに応じた支援策を講じる必要があり、その一つとしてショートステイ事業の利用検討を進めていく必要があります。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の方策】

近年は、養育困難を訴える事例も多様化し、その背景・要因も複雑化しています。

今後、本事業が児童虐待防止等の一助となるよう、支援を必要とする家庭に対して利用啓発及び制度充実を図ります。

なお、量の見込みは、第1期計画の実績によらず、国指針に基づき要支援児童数の状況を主な算定根拠としています。

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子どもの育児や預かり等の援助を希望する家庭（依頼会員）と、援助を行うことができる人（提供会員）との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現状と課題】

第1期計画では、会員登録があったものの、支援をいただける方（提供会員）への事業説明や利用希望家庭（依頼会員）への啓発など、会員間の連絡・調整や結びつけが足りなかったことが影響し、利用実態がない状態が続いていました。

第2期計画策定にあたり実施した市民ニーズ調査では、利用を希望する意見が多数集まっており、本市の実情に合った実効性ある事業にすることが求められています。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	0	0	0	0	0
提供会員数	1	3	5	5	5
依頼会員数	0	2	2	2	2
両方会員数	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の方策】

市民ニーズ調査で寄せられた本事業の利用希望に応えるため、真に実現性・実効性のある計画を立て、運営に着手していかなければなりません。

まずは、多くの提供会員を募り、事業説明及び研修会の実施等により人材育成に取り組みます。また、合わせて運営方法についても検討します。

なお、本事業においては、「量の見込み」を市民ニーズ調査結果を尊重して算定し、「確保の方策」を令和2年度に実施計画を策定した上で次年度以降に事業展開していくものとして算定しています。

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	156	150	144	132	132
確保方策	0	52	144	132	132
確保方策一量の見込み	▲ 156	▲ 98	0	0	0

(8) 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参画等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園・保育園・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【現状】

本市では、令和2年4月1日現在、幼稚園1か所（公立つくし幼稚園）及び認定こども園2か所（私立烏山みどり幼稚園・私立烏山聖マリア幼稚園）で実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	3,806	3,008	4,587	4,393	3,155

【量の見込みと確保の方策】

幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性を持つ児童については、一時預かりも無償化の対象となり、利用児童の増加が見込まれます。

幼稚園等における一時預かりについては、利用を希望するすべての園児が利用できる支援体制を継続していきます。

なお、量の見込みは、市民ニーズ調査の結果を基礎として、現況の実績を考慮して算定しています。

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,784	3,749	3,703	3,650	3,443
▷ 1号認定	192	191	188	186	175
▷ 2号認定	3,592	3,558	3,515	3,464	3,268
確保方策	3,784	3,749	3,703	3,650	3,443
確保方策— 量の見込み	0	0	0	0	0
提供施設数	3	3	3	3	3

②保育園やその他の場所での一時預かり

(トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

【現状】

本市では、令和2年4月1日現在、保育所2か所（公立すくすく保育園・公立にこにこ保育園）・認定こども園1か所（私立烏山聖マリア幼稚園）・地域型保育施設3か所（ゆうゆうランド那須烏山園・みらいのKaze保育園・キッズランドあさひ）で実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	320	196	583	642	539
提供施設数	2	3	5	6	6

※ トワイライトステイ（夜間の一時的な養育を行う事業）は、未実施です。

利用希望があった場合は、ショートステイ事業やその他の支援策を案内することで対応しています。

【量の見込みと確保の方策】

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景に、育児疲れによる保護者が増えていくことが見込まれ、心理的・身体的負担を軽減するための支援がより一層求められます。

これらに応えるため、保育園等で預かる体制を確保・充実させることにより、安心して子育てができる環境を提供していきます。

なお、量の見込みは、市民ニーズ調査の結果に基づき算定しています。

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	342	327	318	306	290
確保方策	4,731	4,731	4,731	4,731	4,731
確保方策一量の見込み	4,389	4,404	4,413	4,425	4,441
提供施設数	6	6	6	6	6

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

通常保育の時間を超えて、保護者の保育ニーズへの対応を図る事業です。

【現状】

本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	96	92	133	123	196

【量の見込みと確保の方策】

保護者の就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により保育時間を延長して園児が預けられる支援体制が必要とされています。

すべての認可保育所・認定こども園において、引き続き保育を実施することで安心して子育てをできる環境づくりに努めます。

なお、量の見込みは、市民ニーズ調査の結果に基づく算定しています。

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	174	169	165	160	152
確保方策	174	169	165	160	152
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0
提供施設数	9	9	9	9	9

〔令和 2 年 4 月 1 日現在の実施施設〕

施設区分	施設名称
幼稚園	公立つくし幼稚園
認可保育所	私立烏山保育園, 公立すくすく保育園, 公立にこにこ保育園
認定こども園	私立烏山みどり幼稚園, 私立烏山聖マリア幼稚園
地域型保育施設	私立ゆうゆうランド那須烏山園, 私立キッズランドあさひ 私立みらいの Kaze 保育園

(10) 病児保育事業

児童が急病にかかった場合、専門の看護師のケアを受けながら一時的に保育する事業です。

【現状】

本市では、令和2年4月1日現在、病児対応型1か所（那須南病院）、体調不良児対応型2か所（私立烏山保育園，私立キッズランドあさひ）で実施しています。

また、宇都宮市方面に勤務する保護者の利便性を考慮し、病児対応型を実施する済生会宇都宮病院に本事業を委託しています。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	0	6	318	356	359

【量の見込みと確保の方策】

保護者の就労形態の多様化に伴い、利用者が年々増加する傾向にあります。

本事業は、病児保育施設で病気の子どもを保護者に代わって保育することにより、子育てと就労等の両立を図れるもので、利用案内や啓発を積極的に実施することで、利用しやすい環境の向上やニーズに応じた体制整備に努めます。

なお、量の見込みは、市民ニーズ調査結果に基づき算定しています。

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	545	528	517	501	474
確保方策	1,205	1,205	1,205	1,205	1,205
確保方策一量の見込み	660	677	688	704	731
病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
体調不良児対応型	2	2	2	2	2

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

【現状と課題】

平成30年9月14日に国から公表された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童健全育成事業の実施に当たり『女性の就業率（25-44歳内）が8割となる』ことを想定し、市町村に待機児童が生じないよう受け皿を整備することが示されました。

加えて、市町村行動計画に「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施」に向けた具体的な内容を盛り込むことも定められています。これに伴い、本市の行動計画の推進に向けて、関係機関と協議を重ねていく必要があります。

なお、本市では、令和2年4月1日現在、烏山（第一，第二，第三）・境・七合・荒川（第一，第二）・江川（第一，第二）の計9か所で開設しており、次の「利用実績」及び「量の見込みと確保の方策」では、通常利用の子どもの数を計上しています。

（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	216	233	242	252	279
1～3年生	160	161	157	171	181
4～6年生	56	72	85	81	98
提供施設数	7	7	8	8	8

【量の見込みと確保の方策】

放課後児童クラブの利用意向の高まりから、利用登録を希望するすべての子どもが入れるよう、開設する施設数を検討します。

なお、量の見込みは、市民ニーズ調査の結果を基に、現状の実績を考慮して算定しています。

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	278	284	290	296	302
1～3年生	181	185	188	192	196
4～6年生	97	99	102	104	106
確保方策	358	358	358	358	358
確保方策－ 量の見込み	80	74	68	62	56
提供施設数	9	9	9	9	9

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する教育・保育に必要な教材費等の購入費用を助成する事業です。

【本市の取組内容】

幼稚園・認可保育所・認定こども園等に通園する子どもがいる世帯で、その世帯の所得状況やその他の事情を勘案して、入園する施設で使用する日用品や文房具等の購入費用や遠足行事等の参加費用等の実費徴収額の一部を給付しています。

また、新制度に移行していない幼稚園（私学助成制度に属する施設）を利用する保護者が支払うべき食事の提供に要する費用（副食費）の一部を給付しています。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付園児数	0	0	1	2	2

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、国や近隣自治体の動向を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。